

↓1面の続きです

住民基本台帳ネットワークシステム 第2次サービスについてお知らせします

問合せ
市民課
市民係

1 住民基本台帳カード が交付されます

希望する市民の方に、住民基本台帳カード(以下「住基カード」とします)を交付します。写真つき、写真なしの2種類から選んでいただきます。写真つきのカードは全国で通用する身分証明書として活用できます。有効期限は10年で、福生市から転出される場合、無効となります。

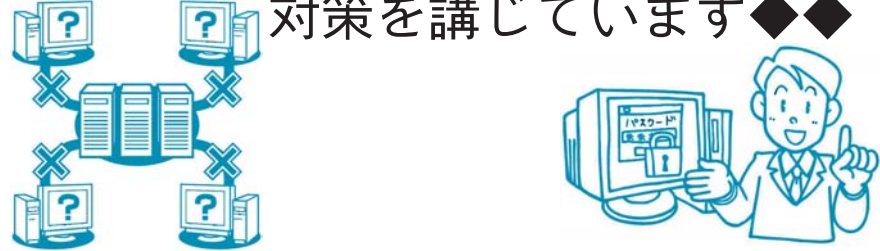
申請できる人本人(15歳以上)または法定代理人(親権者・成年後見人)カードの種類
様式1(写真なし)氏名のみ記載
様式2(写真つき)氏名・住所・生年月日・性別を記載
申請に必要なもの①写真(写真つき希望の方のみ)6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景の証明書用写真、縦4.5cm×横3.5cm(絹目写真は不可)1枚②印鑑③交付手数料500円
交付身分証明書(公的機関の発行した写真つきのもの)をお持ちの方は、申請と同時に

に交付します。身分証明書のない方は、申請後市役所から送付する照会書を持参し、受け取ってください。
8月18日から申請の予約を受け付けます。写真・印鑑を持参し、市民課窓口で申請してください。申請書用紙は、福生市ホームページで8月15日からダウンロードすることもできます。

2 福生市以外でも住民票が取得できます
(広域交付)
全国どこでも、ご本人・同居の世帯のご家族の住民票をとることが出来ます。ご都合に合わせて身近な役所で申請すれば、その場で受け取ることが出来ます。申請時には、住基カードまたは身分証明書(公的機関の発行した写真つきのもの)の提示が必要です。
ただし、本籍地の表示された住民票は申請できません。手数料は、交付地によって異なります。

3 住基カードをお持ちの方の転入転出の手続きを簡素化
前もって、郵便等で前住地に引越しの連絡をしておけば、転入地に向くだけで手続きがすむようになります。転入時には、住基カードの提示が必要です。住基カードをお持ちでない方は、今まで通り、前住地で転出証明書の交付を受け、転入地で転入の手続きをしていただきます。
転出する世帯のうち一人が住基カードの交付を受けていれば、この手続きがご利用いただけます。
転出前または転出した日から14日以内に郵便等でご連絡ください。転出後14日を過ぎると、前住地での手続きが必要となります。
[ご連絡いただく内容]転出(予定)年月日、新住所、旧住所、異動する方の氏名・生年月日・性別・住民票コード、連絡先、届出人氏名(押印)
※国民健康保険、介護保険、児童手当、小・中学校の転校等、前住地での手続きが必要な場合があります。
住基ネットの運用時間は
午前9時～午後5時です

市は個人情報保護についての 対策を講じています



個人情報保護法について

住基ネットでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。福生市では、個人情報保護条例と、昨年8月の住基ネット稼働に伴い新たに規定した「福生市情報セキュリティポリシー」により、市で保有するすべての情報資産に対し個人情報の保護措置を講じています。住基ネットへの不正アクセス、個人情報の漏えい等の危機に対しては、市の判断でただちにネットワークを切断することとしました。
国の行政機関で保有する電子記録については、昭和63年に制

定された法律により個人情報の保護措置が取られていましたが、平成15年5月23日「個人情報保護関連5法」が成立し、電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報をも含め、適切な取扱いを定めた「行政機関個人情報保護法」が制定されました。
このことにより、住基ネットから、法律で定められた各行政機関に提供される本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・これらの変更情報)に対し、住民基本台帳法による保護措置に加え、さらにセキュリティが強化されることとなりました。

住基ネットの個人情報保護対策

- 保有する情報や利用目的を法律で限定しています
- ①都道府県や全国センターが保有する情報は、氏名・生年月日・性別・住所、住民票コードとこれらの変更情報に限定。
 - ②情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。
 - ③住民票の広域交付、転入転出手続きの簡素化の際には、市区町村間で、続柄、本籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や全国センターのコンピュータを通過することはありません。
- 住民票コードは
利用が限定されています
- ①民間部門の利用は法律で禁止されており、違反した場合は刑罰が科せられます。
 - ②行政機関の利用も法律で限定しています。
 - ③住民票コードは無作為の番号で、皆さんの申請によりいつでも変更できます。
- 外部からの侵入を防止しています
- ①専用回線の利用、侵入防止・検査装置の設置により不正侵入

- を防止しています。
- ②通信の際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことで、なりすましを防止しています。
 - ③不正アクセス、情報の漏えいなどの緊急時には、個人情報保護を最優先とし、ネットワークの運営を停止します。
- 内部の不正利用を防止します
- ①行政機関のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重しました。
 - ②操作者識別カードやパスワードにより、システム操作者が確認されないとコンピュータを操作できません。
 - ③コンピュータの使用記録を保存しています。
 - ④システム操作者に対し、セキュリティ研修等を行っています。
 - ⑤都道府県に対し、自己の本人確認情報の開示を請求できます。
- 住基カードは
個人を守るICカードです
住基カードは高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用していますので、住基ネットでの本人確認、将来的には、公的個人認証サービスの秘密鍵などの保存用カードとして利用される予定です。また市区町村独自のサービスでも安全に利用することができます。

平成14年度ダイオキシン類測定結果
基準値を下回っています
問合せ西多摩衛生組合
☎554・2409
(単位:ng-TEQ/m³N)

測定日	平成14年				平成15年	
	6月25日	8月7日	8月8日	12月10日	2月3日	2月4日
1号炉	-	0.027	-	-	0.015	-
2号炉	0.012	-	-	0.0069	-	-
3号炉	-	-	0.016	-	-	0.021

排ガス中ダイオキシン類法規制値 80ng-TEQ/m³N(平成14年11月30日まで) 1ng-TEQ/m³N(平成14年12月1日から) 公害防止協定期制値0.5-TEQ/m³N※1ng(ナノグラム)は10億分の1グラム

測定日	平成14年	平成15年
	8月6日~7日	2月4日~5日
羽村第三中学校	0.076	0.17
松林小学校	0.075	0.090
あさひ公園	0.082	0.14
瑞穂第四小学校	0.065	0.19
瑞穂むさしの会館	0.071	0.057

(単位:pg-TEQ/m³N)
環境基準値 0.5pg-TEQ/m³N
(ダイオキシン類対策特別措置法)
※1pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム



採取場所各炉煙突排ガス採取口